

秋田市居住実態が把握できない児童に関する庁内連絡会設置について

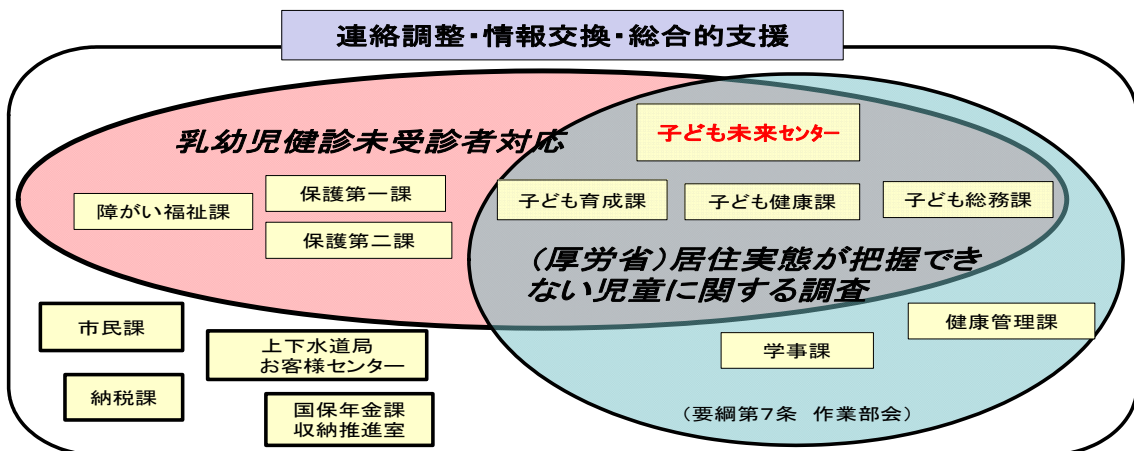
1 趣旨について

平成27年3月16日付け総務省、文部科学省および厚生労働省の三省連名課長通知「居住実態が把握できない児童への対応について」に基づき、本市における児童虐待につながる可能性が高いといわれる居住実態が把握できない児童の所在および安全の確認を行うため、庁内の関係部門間での情報共有を図る。

2 居住実態が把握できない児童の定義について

| 区 分 | 事 業 |
|---|--|
| (1) 乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにもかかわらず、連絡・接触ができない家庭に属する児童 | 乳幼児健康診査、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業、予防接種など |
| (2) 児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている児童のいる家庭のうち、電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにもかかわらず、連絡・接触ができないため、それらの行政事務の実施上、必要な各種届出や手続を行っていない家庭に属する児童 | 児童家庭相談、保育の実施事務、子ども子育て支援新制度における施設給付、児童手当、児童扶養手当など |
| (3) 教育委員会が、学校への就学に係る事務の過程で把握した児童のうち、教育委員会が各学校や学校設置者と連携してもなお電話、文書、家庭訪問等により連絡・接触ができない家庭に属する児童 | 学校への就学に係る事務、就学時健診、就学説明会等の就学前後の諸手続など |

3 所掌事務－関係図



※居住実態が把握できない児童の個別支援

